

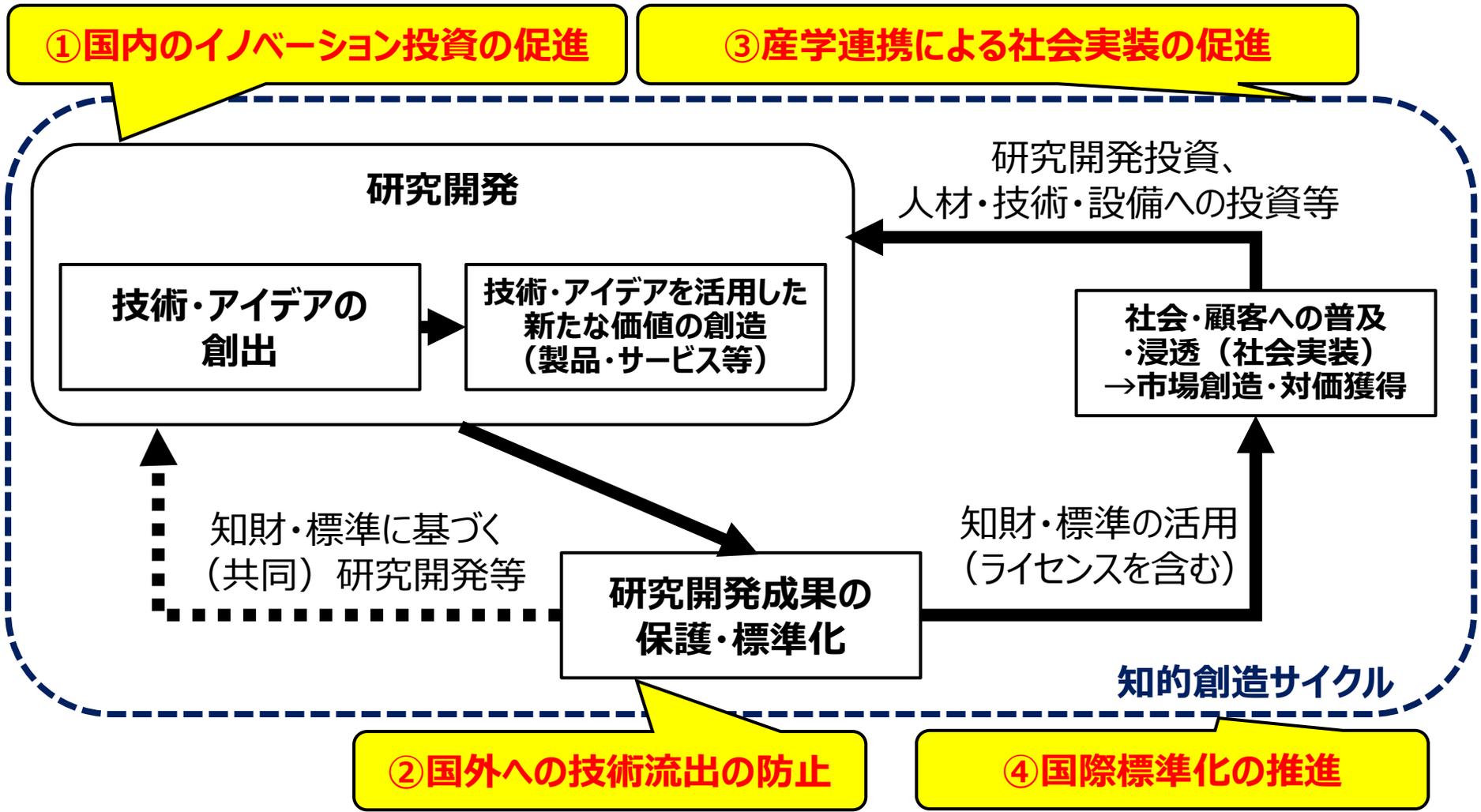
イノベーションを創出・促進する 知財エコシステムの再構築に向けて

内閣府
知的財産戦略推進事務局

2024年2月

イノベーションを創出・促進する知財創造サイクルの全体像

- イノベーション創出・促進における知財エコシステム構築において、各主体（企業、大学等）により知財創造サイクルの循環を促進する必要がある。
- その実現に向けて、イノベーション創出・促進の取組に加え、技術流出への対応を併せて実施すべき。



知財エコシステムの再構築に向けた論点

■ 知的財産の創造に関する事項

1. 国内のイノベーション投資の促進

- 国内の立地競争力強化及び研究開発促進に向けてどのような環境整備が必要か？
- 民間による無形資産投資の促進のためにはどのような環境整備が必要か？
 - イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯と概要について
 - 知的資本投資の可視化、インパクト加重会計

■ 知的財産の保護に関する事項

2. 国外への技術流出防止

- 我が国の知財を適切に保護する観点から、技術流出防止のための制度等の実効性を高めるにはどのような方策が求められるか？
 - 技術流出と不正競争防止法
 - 研究インテグリティの確保に係る対応方針とその取組状況

■ 知的財産の活用に関する事項

3. 産学連携による社会実装の促進

- 大学知財の社会実装機会の最大化にはどのような課題があるか？
 - 大学知財がバナンスガイドラインの利用状況等について

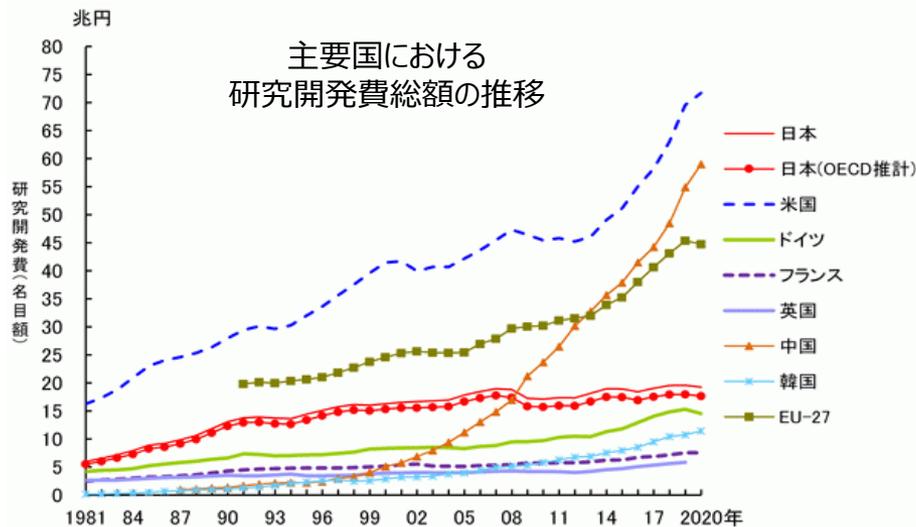
4. 国際標準化の推進

- 戦略的に国際標準化を推進するためにはどのような取組が求められるか？
 - 今後の国際標準化戦略の進め方について

(参考) 国内での知財創出の促進

課題認識

- ① 我が国企業の研究開発費総額は横ばいである一方、**研究開発費の海外支出が増加**
- ② **技術流出防止**のためにも、国内での**知財創出等の促進**、イノベーション拠点としての**立地競争力強化**が必要

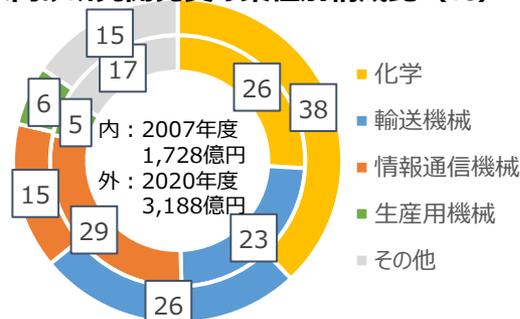
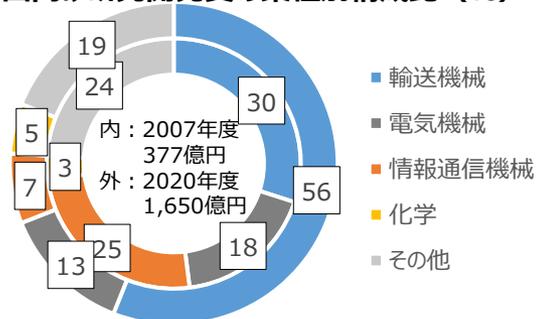


(出典) 科学技術・学術政策研究所, 「科学技術指標2022」, 調査資料-318, 2022年8月を基に内閣府作成



(出典) 総務省「科学技術研究調査」、NISTEP「科学技術指標2022」より内閣府作成

中国向け研究開発費の業種別構成比 (%) 北米向け研究開発費の業種別構成比 (%)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」より内閣府作成

(参考) 欧米の研究開発税制は国内・域内限定

<主要国における研究開発税制の税額控除・損金算入制度の比較>

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	中国	韓国
控除率	一般型： 研究開発費× 1～14% (増減無しの場合、 8.5%) + OI型： 研究開発費× 20～30%	以下の選択制 【標準税額控除法】 (研究開発費－標準 ベース金額×20%) 【簡便法】 (研究開発費－ 代替簡易ベース金額) ×14%	研究開発費×20%	【1億ユーロ以下】 研究開発費×30% 【1億ユーロ超過分】 研究開発費×5% + 中小企業イノベーション税 額控除制度： イノベーション費用×20% (上限40万ユーロ)	研究開発費 ×25%	× ※税額控除の代わりに割増 損金算入の制度あり	【恒久法として】 研究開発費×控除率(大企業 2%、中堅企業8%、中小企 業10～25%)または、研究開 発費の増加額×25% 【時限措置として】 成長分野の研究開発費× 控除率(20+a%)
控除 上限	全体で50% ※【内訳】 一般型：25±5% 上乘せ：10% OI型：10%	75%程度	上限なし	上限なし	法人税控除額 の限度額は €100万	なし	最低限税額を超える分が控除 上限額
外部 委託費	100% 国内外問わず	65% 税額控除は 国内に限る	65% 国内外問わず (中小に限る)	上限あり EU域内	60% EU域内	80% 国内外問わず	100% 国内外問わず
損金 算入 償却	-	税法上、研究開発費は 資産化した上で、 ・活動が米国内：5年 ・活動が米国外：15年 で償却	研究開発にかかる費用及 びそのための施設の購入 費は、 支出時100%の損金算 入が可能。 ※土地や権利等の購入 費用は対象外。	減価償却費の175%を 損金算入 若年博士人材の給与の 200%を損金算入 研究開発用資産の 加速償却	-	対象費用の175%を損金算 入。(減価償却も割増損金 算入の対象) ※製造業については100%ま で 研究開発資産の加速償却	-

(出典) 経済産業省「海外主要国の研究開発税制等にかかる実態調査調査報告書(令和3年3月)」、「海外主要国における研究開発税制等に関する実態調査調査報告書(令和2年2月)」より経済産業省作成

(参考) 技術流出防止について

課題 認識

- 研究開発等の推進では、外国人を含む研究者等の能力の活用が研究開発能力の強化に極めて重要。
- 他方、国外への技術流出について、実際に技術情報が流出した事案が発生しており、技術流出防止のための制度等の実効性の確保が喫緊の課題。

• 技術情報流出事案

- 2018年、(国研) 産業技術総合研究所の中国籍の主任研究員(当時)が、自らが研究に参加していた化学製品の合成技術に関する研究データを中国企業にメールで送信。
- 2023年6月、上記の件について、同研究員が**不正競争防止法違反(営業秘密開示)**の容疑で逮捕された。
- それを受け、同月、内閣府が**大学・研究機関等向けの研究インテグリティに係るチェックリストを改定**し、大学・研究機関等に対し、**リスクの適切な把握とリスクへの適切な対応**を求める通知を発出。
- なお中国では、中国国民・企業に対して国家情報活動への協力等を義務付ける国家情報法が制定・施行されている(2017年)。

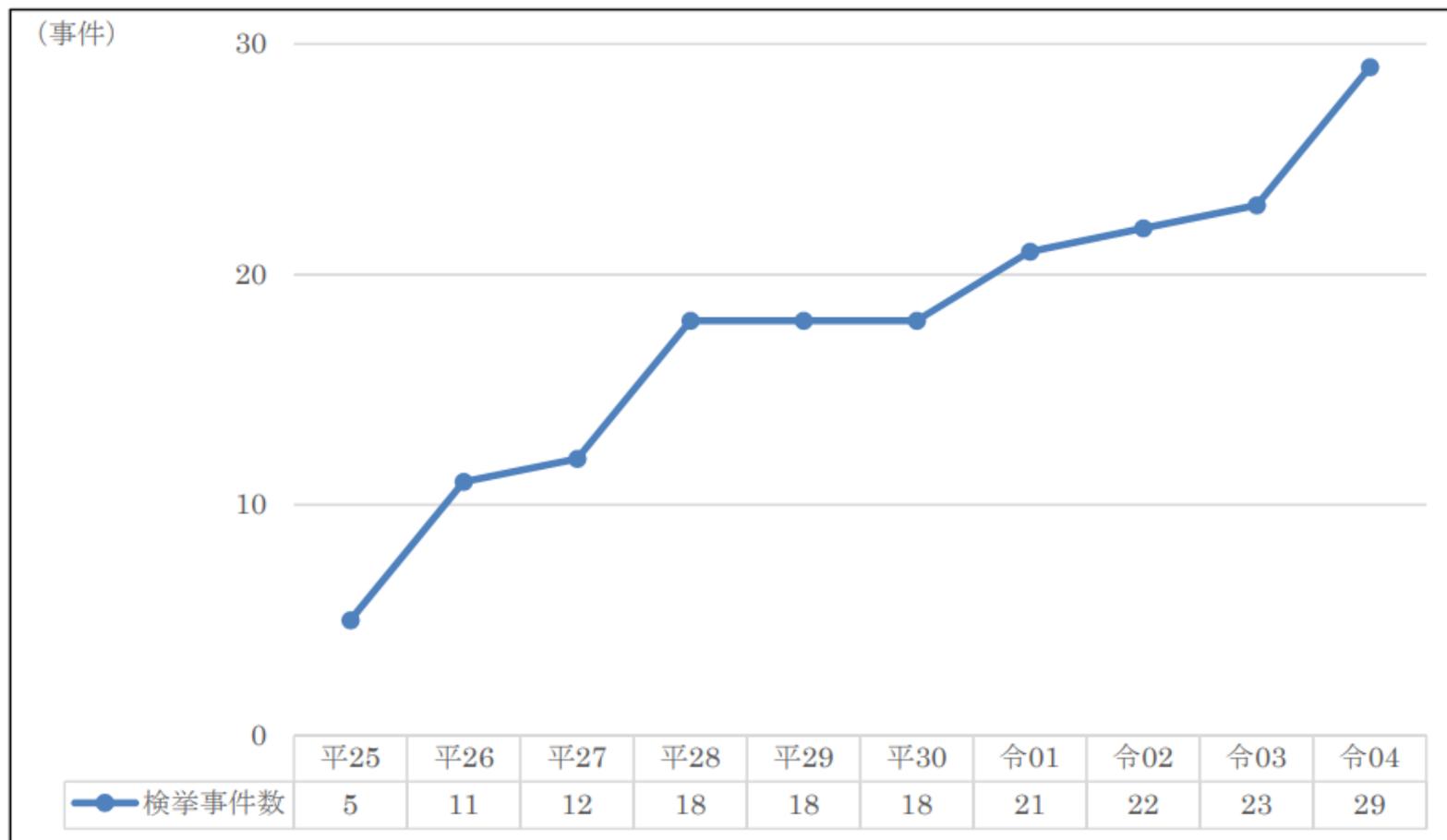
(参考) 大学・研究機関等における外国人研究者

- 研究活動のグローバル化、オープン化が進む中で、例えば大学や国立研究開発法人の在籍外国人研究者数(常勤と非常勤を含む)はそれぞれ約6.3%、約8.3%(2021年)。
(出典: 未来工学研究所「研究者の交流に関する調査報告書—2021年度の国際研究交流状況」(令和5年3月))
- 日本法令の正しい理解が重要であり、多言語翻訳も含めた周知が有用と考えられる。

(参考) 技術流出防止について

- 近年、営業秘密侵害事犯の検挙件数は全体として増加傾向にある。

<営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移>



出典：警察庁「令和4年における生活経済事犯の検挙状況等について（令和5年3月）」

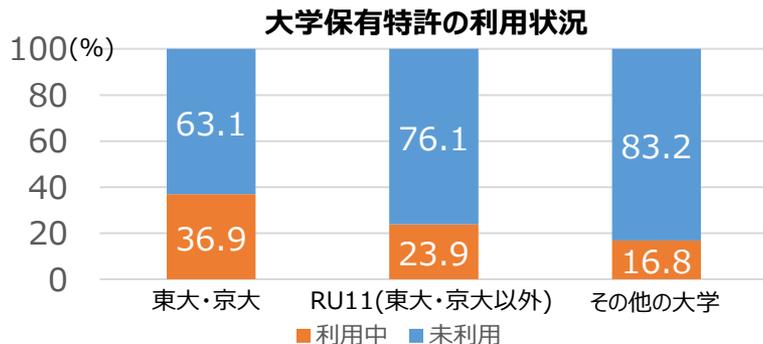
(参考) スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

課題認識

- ①スタートアップ（SU）による大学の最先端の研究成果のスピーディーな社会実装に向けた環境整備が必要。
- ②大学が研究成果の社会実装機会最大化を図るための環境整備が必要。

大学の知財マネジメントの課題例と解決方策

- 大学が共有特許をスタートアップにライセンスするには企業の同意が必要。同意が得られない場合、研究成果が社会実装されない。
→ 共同研究先の企業が、一定期間内に、具体的な目標を正当な理由なく達成しない場合、大学の判断で第三者に実施許諾することができる旨事前に合意。
- SUが大学からライセンスを受ける際の対価支払に、SUの株式・新株予約権が十分に活用できていない。
→ 大学は、適切と判断する事案につき、ライセンス対価としてSUの株式・新株予約権を選択肢として積極的に検討。



文部科学省「大学等における産学連携に関する調査」（令和2年度）に基づき、内閣府知的財産戦略推進事務局が作成



- 特許法上、他の共有者の同意を得なければ、各共有者は、第三者に通常実施権を許諾することができない。
- 共同研究先の企業がライセンス拒否したことでSUは事業化断念。研究成果が社会実装されない結果に。

上記に加えて、特許の質の管理、知財マネジメントの体制、人材スペック、予算確保等、大学の知財ガバナンス向上に必要な事項を示す、「**大学知財ガバナンスガイドライン**」を2023年3月に内閣府・文部科学省・経済産業省が策定・公表。

施策の方向性

「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料として位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている国際卓越研究大学制度との連携や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。

知財・無形資産の投資・活用に関する 可視化促進

知的資本投資の可視化

- 近年、ESG投資への要請が高まっており、将来的な企業価値を評価する上で、知財・無形資産に関する情報の開示が投資家から要請されている。
- 知財・無形資産の投資は単年度「費用」ではなく「資産」の形成という発想を持ち、安易に削減対象にすることのないように意識することが重要。

■ バルーク・レブ教授らによる無形資産に係る会計処理への批判

バルーク・レブ教授らは、会計情報において無形資産が適切に説明されていない点を痛烈に批判。また、同じ無形資産であるにもかかわらず、外部から購入してきた場合には資産計上されるのに対し、自社で創造・育成した場合には資産計上されないという、異なる扱いがされていることに疑問を呈している。

「それ自身では実質的な価値を創り出すことができない物的投資や金銭投資が、貸借対照表に満額で認識されるのに（中略）、特許、ブランド、ノウハウといった自己創出される無形資産—強力な価値創造主体—が即時に費用化される。つまり、損益計算書のなかで、将来ベネフィットのない経常的な費用（給与や貸借料など）として処理されていることは、なんと皮肉なことだろう。」

「さらに不可解なのは、コカ・コーラのようにブランドを育てた場合、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）のもとでそれは資産ではないが、そのブランドを購入した場合は、貸借対照表に誇らしげに計上されるのだ。会計によって作り出された誤った経営者のインセンティブ—育てるより買って来た方がよい—を考えてみてほしい。財務諸表上の無形資産に関するこのばかげた会計処理は、貸借対照表と損益計算書の両方にかかり複雑に悪影響を与え、投資家を非常に混乱させている。」

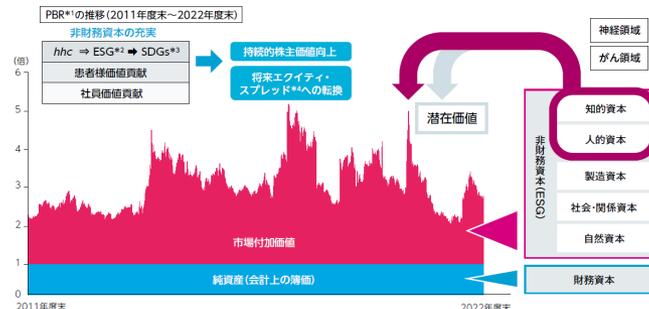
出典：バルーク・レブ+フェン・グー「会計の再生」

研究開発投資の見える化（エーザイの取組）

ESG Value-Based 損益計算書

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上収益	6,428	6,956	6,459	7,562	7,444
売上原価	1,845	1,757	1,613	1,748	1,778
うち生産活動に関わる人件費 人的資本	136	142	142	162	166
従来の売上総利益	4,583	5,199	4,846	5,814	5,666
ESG 売上総利益	4,719	5,341	4,988	5,976	5,832
研究開発費	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
研究開発費 知的資本	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
(うち人件費)	456	464	474	541	647
販売管理費	2,282	2,563	2,814	3,664	3,583
うち営業活動に関わる人件費 人的資本	871	880	905	1,013	1,002
その他損益	9	20	△12	105	48
従来の営業利益	862	1,255	518	537	400
ESG EBIT	3,316	3,678	3,067	3,429	3,299

人件費や研究開発費等がPBR（株価純資産倍率）と正の相関関係があるとの分析に基づき、通常の営業利益に人件費、研究開発費を足し戻した数字を「ESG EBIT」と定義して開示。



PBR1倍を超える部分は、「知的資本」「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」といった5つの非財務資本の価値であると考えている。

出典：エーザイ株式会社「価値創造レポート2023」

インパクト加重会計

インパクト加重会計とは、従業員、顧客、環境、社会等に対するESG企業活動の正・負のインパクトを算出し、財務諸表記載情報を補足する取組。ハーバードビジネススクールのジョージ・セラフェイム教授らが提唱。

イーザイ DEC錠無償提供の社会的インパクトを 年間約1600億円と試算。

非財務資本の見える化：DEC錠無償提供の製品インパクト会計

当社は2014年から2018年の5年間で16億錠のDEC錠を開発途上国25カ国で無償提供しました。無償提供によって創出した社会的インパクトについて、柳・フリーバーグ(2022)両氏がインパクト加重会計(IWA)方式で計算した結果*1、約7兆円にのぼると算出されました(図表1)。この数値は薬剤により患者様および感染が回避できる方が取り戻せる労働時間に最低賃金を乗じ、対

象者数および平均余命を掛け合わせ、節減できるヘルスクアコストも加味し試算されました。ライフタイムの社会的インパクト約7兆円を平均余命(Benefit Cohort 1、2では43年、Benefit Cohort 3では33年)で割ることで、当社貢献分の年平均の社会的インパクトは、年間約1,600億円と算出されました。

図表1 DEC錠無償提供の社会的インパクト(2014年から2018年)

	ライフタイムの社会的インパクト	年間平均の社会的インパクト
Benefit Cohort 1*1	7,696,728	178,994
Benefit Cohort 2*2	5,072,366	117,962
Benefit Cohort 3*3	765,921	23,210
社会的インパクトの合計	13,535,015	320,165
イーザイの貢献による社会的インパクト創出	6,767,507	160,083

(出典)柳良平・デビッドフリーバーグ「数みられない健康向上薬無償提供の製品インパクト会計」(2022年資本市場研究会「非財務資本市場」9月号)
*1 Benefit Cohort 1: 重篤な感染症(MDA)によりリスク人口削減によりLFIに感染することが避けられた人々 *2 Benefit Cohort 2: LFIに感染しながらも無償後性から臨床疾患の状態への再発の悪化が回避できた人々 *3 Benefit Cohort 3: LFIに感染して臨床疾患の状態におりながらも再発の悪化を回避できた人々

DEC錠無償提供による社会的インパクト創出目標*2

当社は、LFの制圧に向け、WHOなどと共にLF蔓延国に対してDEC錠を制圧達成まで提供し続けます。世界最大の蔓延国であるインドなどへの提供により、今後、さらに約1,200万人に貢献することを想定し(2014年から2018年間で約1,900万人に貢献)、2014年から2018年の無

償提供における社会的インパクトの計算と同じ手法により、2025年度および2030年度のDEC錠無償提供による社会的インパクトの目標値を算出しました(図表2)。その結果、2025年度には2,600億円、2030年度には2,800億円の社会的インパクトを創出すると試算されました。

図表2 DEC錠無償提供の社会的インパクト目標値(2025年度、2030年度)

	年間平均の社会的インパクト	
	2025年度	2030年度
Benefit Cohort 1	約2,900億円	約3,300億円
Benefit Cohort 2	約2,000億円	約2,000億円
Benefit Cohort 3	約300億円	約300億円
社会的インパクトの合計	約5,200億円	約5,600億円
イーザイの貢献による社会的インパクトの創出	約2,600億円	約2,800億円

SOMPOホールディングス 介護サービスの効率化による社会インパクトを 3.7兆円と試算。

4 SOMPOが生み出す社会インパクト

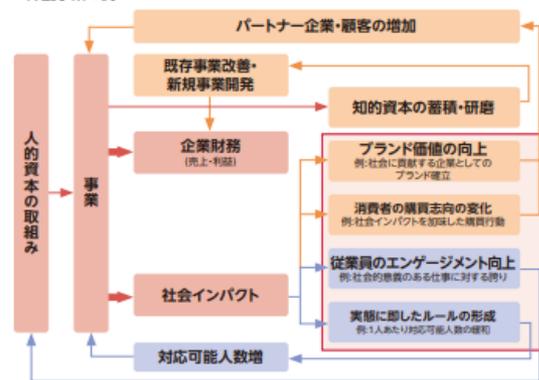
社会インパクトの将来財務へのつながり

インパクトパスの整理と金銭価値化により、事業規模を超えて生み出される社会インパクトを明らかにしていきます。

以下の4つのパスが社会インパクトから将来の財務価値につながるルートです。これらのパスを通じて、人的資本の向上やパートナー企業・顧客の増加につながり、財務価値向上へと至ると考えています。

- ①ブランド価値の向上
- ②消費者の購買志向の変化
- ③従業員エンゲージメント向上
- ④実態に即したルールの形成

<介護事業の例>



社会インパクトの算出事例:「egaku」が創出する社会インパクト [egaku] ▶ P.26

「egaku」は、デジタル化支援サービス、データ活用サービス、プロフェッショナルサービスの3つから構成されており、これらのサービスの展開によって介護事業者の生産性向上、職員のエンゲージメント向上、介護の仕事の魅力向上を実現していきます。2040年には22万人*1の介護人材需給ギャップを解消し、最大88万人*2の高齢者を支えることを目指します。これによって介護を理由とした離職などを防ぎ、GDP換算で最大3.7兆円の社会インパクトを創出すると試算しています。



*1 施設系の30%、在宅系の10%に「egaku」を展開し、導入事業者はSOMPOケア同様に必要人材の減少・介護人材の増加を達成すると仮定

*2 規制緩和により1人の介護人材が4人の高齢者を支えることができたことと仮定

大学知財ガバナンスガイドラインの 利用状況等について

大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップ（1）

構想委員会（第1回）でのご指摘を踏まえてフォローアップを実施

構想委員会（第1回）での主なご指摘

- 大学知財ガバナンスガイドライン（以下「ガイドライン」という）を大学にしっかり浸透させ環境醸成を図るべき
- ガイドラインは、単に公表しただけではなく、その後のフォローアップが大切。実態の追跡調査を含めて、必要に応じてきちんとした対応を取る必要がある



全国の大学 計26校と意見交換を実施（'23/12-'24/1）

意見交換先

以下①～③のカテゴリから大学を選択、産学連携責任者/知財責任者と意見交換

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ① 学術研究懇談会（RU11） | （11校） |
| ② 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業
令和5年度採択校 | （9校（①との重複排除）） |
| ③ その他大学 | （6校） |

意見交換内容

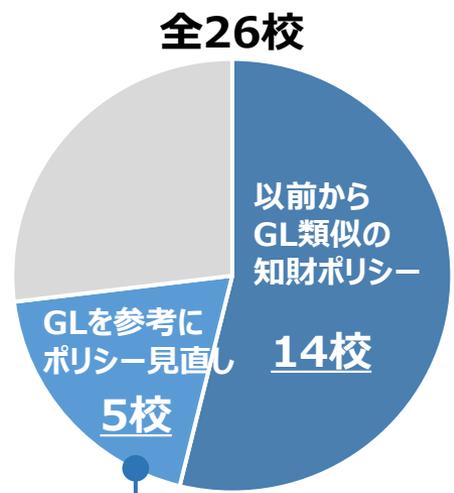
- ① ガイドライン公表による変化・効果
- ② ガイドライン記載内容に関する課題・要望 等

大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップ（2）

① ガイドライン公表による変化・効果

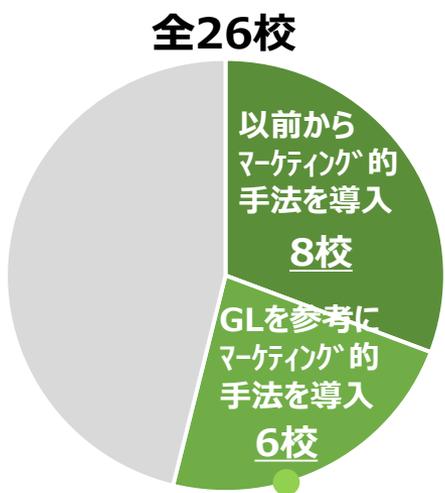
- 多くの大学がガイドラインを参考に知財ガバナンスの見直しに着手
- ガイドラインの記載項目ごとに具体的な変化・効果が出始めている（下図参照）

大学知財の基本的な考え方
(知財ポリシー等)



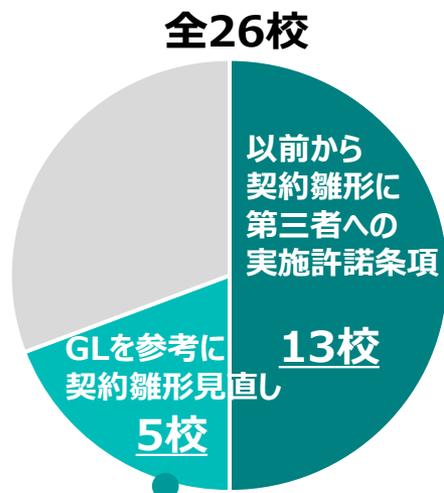
GLを参考に、研究成果の社会実装に向けて知財ポリシーを見直した

マーケティングに基づく
一貫通貫の知財マネジメント



GLを参考に、学内のマーケティング体制強化に着手した

共同研究成果の
権利帰属と実施権限



・ GLを参考に契約雛形を見直した
・ GLを参考に、共同研究成果を基にSU設立に成功

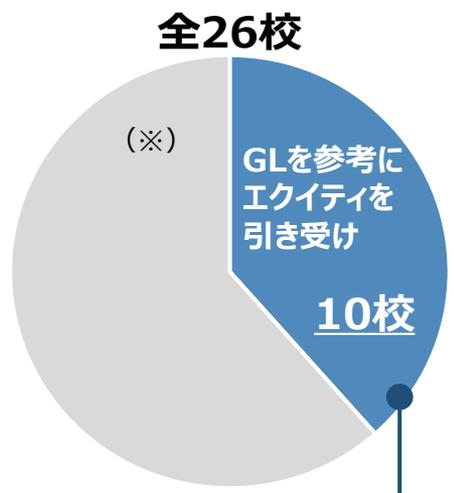
GL : ガイドライン SU : スタートアップ

大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップ（3）

① ガイドライン公表による変化・効果

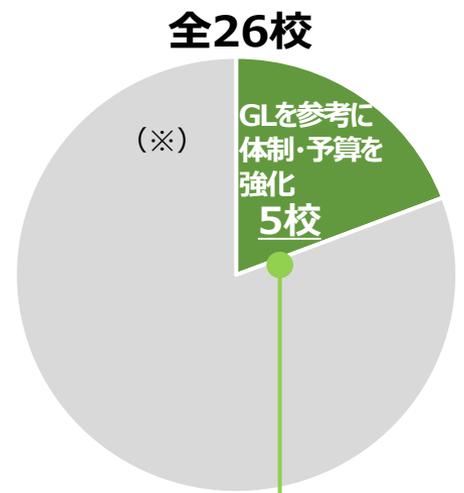
- 多くの大学がガイドラインを参考に知財ガバナンスの見直しに着手
- ガイドラインの記載項目ごとに**具体的な変化・効果**が出始めている（下図参照）

大学発スタートアップの
エクイティ



GLを参考に、SUの新株予約権の
引き受け数量を決定した

大学知財ガバナンスの
体制・予算



GLを参考に、知財ガバナンス体制を
再編・強化した

(※) 以前から対応している大学が含まれる可能性あり

大学知財ガバナンスガイドラインのフォローアップ（４）

②ガイドライン記載内容に関する課題・要望

・ ガイドラインの効果が出始めている一方、以下のような**課題・要望**の声も

ガイドライン記載項目	課題・要望（複数大学から提供）	今後の対応・検討
全般	<ul style="list-style-type: none"> GLの分かりやすい解説資料（解説動画等）が欲しい 	解説動画提供等を含め普及活動を継続
マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の企業（含 海外企業）とのマッチング支援策が欲しい 	既存/今後の支援スキームとの連携による効果的なマッチングを如何に実現するべきか
共同研究成果の権利帰属と実施権限	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究成果の社会実装 = 第三者へのライセンスと一律に考えるのではなく、実施されない理由を理解する必要。共同研究先との関係性も重要 共同研究前に単独出願するのが重要。共同研究成果に執着すべきでない 	GLの具体的な効果が出始めており、今後も効果検証を継続
大学発SUのエクイティ	<ul style="list-style-type: none"> 大学発SUとのライセンスに関し事例集やGLを望む声 	既存の他のGL等も参照しつつ、大学発SU支援にさらに如何なる対応が必要か
大学知財ガバナンスの体制・予算	<ul style="list-style-type: none"> 人材不足・予算不足の声 知財は投資であることへの理解促進や執行部を説得するストーリーが必要 	国の既存の支援制度も活かしつつ、大学は如何なる方向性で変革すべきか

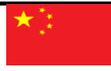
今後の国際標準戦略の進め方について

国際標準戦略をめぐる環境変化

- 知的財産戦略本部で2006年12月に「**国際標準総合戦略**」を策定。以降、周辺環境は著しく変化。
- 近年、SDGsやESGに対応し、**社会課題解決型の「新たな価値や規範」を基に国際ルールにして、新たなビジネスと市場を作り、有利に市場獲得を図る動きが拡大。**
(例) 欧州発のサーキュラー・エコノミー(循環経済)やサステナブル・ファイナンス(ESG投資・金融)の国際標準化。
- 主要国・企業では、国際標準化は「**ビジネス戦略活動**」であり、「**ルール形成活動**」。
国際標準化を武器に、主要産業や先端技術で競争優位を確保すべく、産業戦略やイノベーション戦略と連携させ、政府主導、官民連携でますます推進強化。
- **経済安全保障**上も重要として、**中国、EU、米国が、国家レベルの総合的な標準戦略**(国家標準戦略)を相次ぎ発表し、官民で政策資源や経営資源を重点投入。今や「**国際標準化競争**」の状態。
自国に有利な国際標準を基に、自国の輸出製品や社会インフラ等を他国に普及・浸透させることで、**自律性と不可欠性の向上**につながる。

【参考】欧米中の国家標準戦略 ※いずれも、経済安全保障の意識、標準化のエコシステムの強化(基盤強化)、人材強化、投資拡大を概ね共通して記載。

【中国】中国国家標準化発展綱要



(2021年10月10日)

- ・ 中国共産党中央委員会、国務院から公表。
- ・ 2025年までの中期目標として、**国家標準と国際標準の85%以上の整合化等**を設定。
- ・ 内容は、①先端技術、新技術の産業化、新製品・新産業開発、②国際標準化活動への積極参加、国際協力、③標準化のイノベーション基盤整備(人材強化含む)等。

【EU】EU標準化戦略



(2022年2月2日)

- ・ 欧州委員会から公表。
- ・ EUの**国際競争力強化、技術的主権確保、戦略的依存度縮小、価値観保持のための標準化強化策**。
- ・ 内容は、①欧州標準化システムの強化、②国際標準策定の強化、③迅速な規格開発の促進、④標準教育の強化等。

【米国】重要・新興技術に関する 国家標準戦略



(2023年5月4日)

- ・ ホワイトハウスから公表。
- ・ **国家安全保障に不可欠な重要・新興技術の標準策定強化**に向けた国家戦略。
- ・ **基盤技術8分野とアプリケーション6分野を優先ターゲット**に設定。
- ・ 内容は、①研究開発・標準策定への投資拡大、②民間標準策定促進と官民連携強化、③同志国との連携強化、④人材育成等。

国際標準化活動における我が国の課題

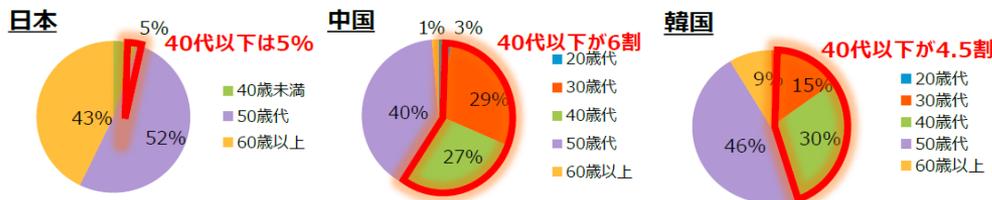
- 我が国の課題として、①民間企業において国際標準(国際ルール)を有効に活用する**経営戦略や国際ビジネス戦略の欠如**、②**人材基盤の脆弱さ**、③民間の国際標準化活動を**支援する基盤となる関係機関・団体の脆弱さ**が挙げられる。
- 国際標準化活動が、新市場(ブルーオーシャン)を創造・拡大して有利な地位を確保し、収益拡大に結び付ける「国際ビジネス戦略」として捉えられていないため、**資金・人材等が十分に投資されず、人材の高齢化・減少が進行している**。
- また、民間の国際標準化活動を支援する外部機関や外部人材等の**支援基盤が、欧米中に比較して、規模・質ともに弱い**。

【参考】我が国の状況

①標準化活動の経営戦略への位置づけの乏しさ

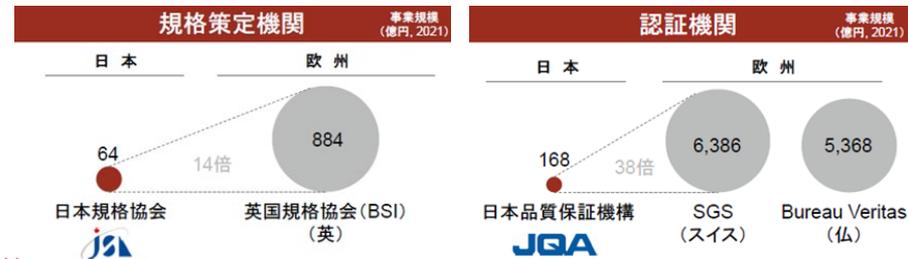
「経営計画等でルール形成により新たな市場創造の構想を盛り込んでいる」と回答した企業は**3割弱**にとどまる。(経済産業省調べ)

②国際標準化活動における人材高齢化など



出典：ISO/IECの国内審議団体に対するアンケート結果まとめ (日本規格協会、三菱総合研究所調べ、平成28年)

③国際標準化活動のサポート機関の規模格差



事業規模が、

- 規格策定機関：日本規格協会(JSA)は英国規格協会(BSI)の**14分の1** (標準化機関)
- 認証機関：日本品質保証機構(JQA)はスイスSGSの**38分の1**

今後の取組の方向性(案)

1. 戦略領域の設定

- **戦略的に国際標準化を推進する領域**について、経済安全保障、先端技術、環境ルール等、我が国産業へのインパクト等を踏まえ、予備的な検討を行って設定し、**内閣府予算事業(年間30億円)**で支援。対応領域毎に、**有識者アドバイザー**が国際標準戦略を推進または支援する体制を整備。

(例)

- 【経済安全保障】 標準必須特許のライセンス停止や重要物資の供給途絶に対する国際標準関係でのリスクの把握・対応策の検討
- 【先端技術】 量子技術、AI、フュージョンエネルギーにおける国際標準化
- 【環境ルール】 生物多様性、循環経済、気候変動における国際標準化
*例えば気候変動であれば、CBAM(炭素国境調整措置)、VC(Voluntary Carbon Credit)、削減貢献量(Avoided Emissions)に関するもの
- 【国際競争領域】 通信、ヘルスケア、農業・食品、国土交通、データ等

2. 司令塔機能の強化

- 国際標準化の取組に関して、戦略的な対応領域へのアドバイザーやモニタリングを行うなど、知的財産戦略本部の下に、全体的に統括する**ガバナングボード**を設ける(来年度早期目途)。
※国際ルール形成や国際標準戦略に関する知見に優れた有識者、関係省庁の政策領域に精通した有識者等で構成。
- 有識者の人材プールや人材ネットワークを整備して、有識者との協働により国際標準戦略を推進。

3. 国家標準戦略の検討

- 先行するEU・中国・米国の国家標準戦略、知的財産戦略本部で2006年12月策定の国際標準総合戦略のレビュー、2023年6月の経産省の日本産業標準調査会による取りまとめ文書等を踏まえ、我が国の国家標準戦略について、関係省庁等の協力の下で、必要な材料を整理し、基本的方向性を整え、今後検討。